

平成 24 年度 松江市社会福祉法人・施設等指導監査の実施結果の概要

1. 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況

(1) 実施期間

平成 24 年 7 月から平成 25 年 1 月まで

(2) 一般指導監査

実地監査(調査)

区 分	所管法人 ・施設数	実地監査 (立入調査)	文書指摘 法人・施設数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件 数
社会福祉法人	51	31	26	83.9	119
一般法人	34	15	12	80.0	47
保育所のみ法人	16	16	14	87.5	72
社会福祉協議会	1	0	0	-	0
児童福祉施設等	79	79	45	57.0	143
認可保育所(公設公営)	11	11	2	18.2	3
" (公設民営)	5	5	1	20.0	1
" (私立)	53	53	40	75.5	137
認可外保育所(事業所内)	8	8	1	12.5	1
" (事業所内以外)	2	2	1	50.0	1
老人福祉施設	8	2	2	100.0	7
養護老人ホーム	2	0	0	-	-
軽費老人ホーム	6	2	2	100.0	7
合 計	138	112	73	65.2	269

所管法人・施設数は、H24.4.1 現在

(3) 特別監査(調査)

実施なし

(4) 指導監査の実施体制

松江市健康福祉部監査指導課職員が実施

(5) 指導監査における留意事項(実施方針)

平成 24 年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部統制の確立による適正な法人運営及び施設経営の確保
- 入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- 職員の意欲向上につながる就業環境の確保
- 法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

一般監査(調査)

社会福祉法人

法人運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、法定期間内での登記、定款変更、会計管理など基本的な事項において不適切な事務処理が見受けられた。また、小口現金の取扱について、職員による立替払いが行われている、経理規程に定めた保有限度額を超えて現金を保有しているといった不適切な事例が見受けられた。その他、就業規則・給与規程の実態との乖離等、労働基準法等関係諸法に即していない事例が見受けられた。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、拳証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により改善の徹底を図った。

児童福祉施設等(保育所)

施設運営及び児童の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、設備及び運営に関する基準に基づく職員が配置されていない事例が見受けられた。また、安全管理の面で、風水害等の災害対応や事故発生時の対応、施設の老朽・危険箇所の対応等について指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、拳証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により改善の徹底を図った。

老人福祉施設

施設運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。事前に提出された監査調書等を参考に、運営・設備基準に基づく適切な運営について指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、拳証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により改善の徹底を図った。

(7) 平成24年度の主な指摘事項

社会福祉法人

定款変更認可申請が遅延している。

資産総額の変更登記、理事長重任登記が法定期限内に行われていない。

決算理事会で承認を受ける前に資産総額の変更登記を行っている。

就業規則、給与規程が実態と乖離している。

監事監査時にチェックリストの活用がなされていない。

経理規程に基づく内部経理監査が実施されていない。

小口現金による物品購入の際に職員による立替払いが行なわれている。また保有限度額を超えて現金を保有している。

通帳、印鑑の管理が同一職員により行われている。

決算附属明細表が作成されていない等、決算書類に不備がある。

児童福祉施設等(保育所)

職員の配置基準を充足していない時間帯がある。

指導計画の評価、反省がされていない。

年度末・年度始め、または盆を休所日とした場合、あらかじめ保育の希望調査を行っていない。

事故発生時の対応マニュアルが作成されていない。また、事故発生時の報告がされていない。

外部からの人の出入りが確認されていない。

食中毒の対応マニュアルが作成されていない。

セクシュアルハラスメントの禁止規定が就業規則等に定められていない。

老人福祉施設

感染症等の予防及びまん延の防止に関する委員会が適切に開催されていない。

施設の見やすい場所に、運営規程の概要等に関する重要事項が掲示されていない。

入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に行う身体拘束について、その手続き・記録方法を定めていない。

2. 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

平成 24 年 7 月から平成 25 年 1 月まで

(2) 指導

実地指導

区 分	所管施設 ・事業所数	実地指導 及び監査	文書指摘施設 ・事業所数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件 数
介護保険施設	24	9	6	66.7	16
介護老人福祉施設	17	7	5	71.4	12
介護老人保健施設	7	2	1	50.0	4
在宅サービス事業所	309	87	79	90.8	304
訪問介護	58	19	18	94.7	75
訪問入浴介護	2	2	1	50.0	7
訪問看護	14	4	4	100.0	14
訪問リハビリテーション	1	0	0	-	-
通所介護	69	24	23	95.8	98
通所リハビリテーション	11	3	3	100.0	10
居宅介護支援	69	20	19	95.0	65
福祉用具貸与	24	6	5	83.3	17
福祉用具販売	25	7	5	71.4	16
短期入所者生活介護	18	0	0	-	-
短期入所者療養介護	10	1	0	0.0	-
特定施設入居者生活介護	8	1	1	100.0	2
合 計	333	96	85	88.5	320

所管施設・事業所数は、H24.4.1 現在。介護予防事業所を除く

集団指導

333 事業所を対象に実施

(3) 監査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

松江市健康福祉部監査指導課職員が実施

(5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

平成 24 年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
保険給付の適正化

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

実地指導

介護保険施設

施設運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、加算の算定要件を満たしていないケースについて、報酬返還を行った事例があった。各施設での身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に対する取り組み、ケアプランを中心とした一連のサービス提供及び認知症ケアに対する理解について、重点的に指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1 ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により

改善の徹底を図った。

在宅サービス事業所

事業所運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、実地指導を行った際に、サービス提供記録等の拳証資料が十分でなく、報酬返還を行った事例があった。自己点検シートによる運営基準の確認を中心に指導を行った。

各事業所の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、拳証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により改善の徹底を図った。

集団指導

介護保険制度の理解、不正請求の防止等を目的に集団指導を実施した。

監査

実施なし

(7) 平成24年度の主な指摘事項

介護保険施設

出勤記録(出勤簿等)と勤務記録(実績一覧等)の内容に不備(不一致等)がある。

各種マニュアル(事故対応等)の整備を行っていない。

利用者またはその家族の秘密保持のために十分な措置がとられていない。

重要事項の掲示内容に誤りがある(行政相談窓口等)。

施設介護計画の内容について、不十分なものがある(期間の設定等)。

利用者の居室環境について日常生活の場となるような配慮が必要である。

在宅サービス事業所

出勤記録(出勤簿等)と勤務記録(実績一覧等)の内容に不備(不一致等)がある。

各種マニュアル(事故対応等)の整備を行っていない。

利用者又はその家族の秘密保持のために十分な措置がとられていない。

重要事項の掲示内容に誤りがある(行政相談窓口、事業実施地域等)。

重要事項説明書の内容に誤りがある(事業実施地域、料金等)。

事業所及び事業ごとに会計の区分がなされていない。

居室サービス計画等の各種記録について一部確認できないものがあった。

(8) 営利法人に対する書面監査の実施状況

平成25年2月実施。(155事業所対象)

(9) その他(良好事例等)

「摂食援助シート」を作成し、利用者に適した食事介助を実施している。【介護老人福祉施設】

内部で職員の研究事例の報告会を実施し、モチベーション向上につなげている。【介護老人福祉施設】

経管栄養に関する勉強会を実施し、各利用者に合わせて注入量や栄養価などの調整を行うようにしたところ、状態の改善が見られた(逆流して誤嚥の危険が生じたり、痰が出たりすることが減少した)。【介護老人福祉施設】

入所判定会議において、客観的な結果に基づき入所優先順位を判定している(判定委員ごとに入所優先順位を決定し、その合計順位により、入所を判定している)。【介護老人福祉施設】

電動車椅子での事故を防止するため、「安全運転指導実施記録」を作成し、利用者の安全性について、事前確認を行っている。【福祉用具貸与】

利用者に合わせた福祉用具の提供に努めている。福祉用具は使ってみて初めて分かることがあるが、利用者は不満が言い辛い場合があるので、状況を確認するために何度も利用者宅を訪問するよう努めている。【福祉用具貸与】